

バリューチェーンを通じた人権の尊重

方針・考え方

国際人権章典(世界人権宣言および国際人権規約)や国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」をはじめとする人権に関する国際的な基準を支持、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「子どもの権利とビジネスの原則」等に基づき、人権に関する取り組みを進めます。

方針・規程の整備

Daigasグループの企業姿勢を示す「Daigasグループ企業行動憲章」ならびに、役員・従業員の行動規範である「Daigasグループ企業行動基準」に人権の尊重を謳うとともに、2021年4月に「Daigasグループ人権方針」を制定・周知しています。また、サプライチェーン全体の人権尊重に向けた「Daigasグループ調達方針」のほか、労働安全衛生等にかかわる各種規程を整備しています。「Daigasグループ人権方針」のもと、事業活動が及ぼす人権への負の影響を特定・評価し、そのリスクを防止または軽減するための取り組みを行います。国連グローバル・コンパクトの10原則を盛り込んだ「Daigasグループ企業行動基準」では、第1項目に「人権の尊重」、第2項目に「安心して働ける職場づくり」を掲げ、国内外問わず、あらゆるステークホルダーへの差別的撤廃やハラスメントの禁止を定めています。当社グループは、当該取引先等に対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めています。

Daigasグループ人権方針



▶ Daigasグループ人権方針

Daigasグループは、2021年4月に「Daigasグループ人権方針」を制定しました。本方針は、「Daigasグループ企業理念」および「Daigasグループ企業行動憲章」に基づいて定め、大阪ガスの取締役会の承認を得て決定しました。

児童労働、強制労働の禁止

Daigasグループでは、各組織・各関係会社において、日常の業務活動に関するリスクの管理を実行するためのシステムである「G-RIMS」を用いた自己点検を行い、児童労働や強制労働などの労働問題が無いことを確認しています。児童労働を防止するために、入社時の年齢確認を徹底しています。また、強制労働の防止においても、パスポートなど従業員の移動の自由を制限する重要書類の会社による保管は行いません。

労働安全衛生への配慮

Daigasグループでは、安全衛生に関して、関係諸法令を遵守するとともに、「Daigasグループ安全健康推進規程」等の規定を制定し、「安全健康会議」を設置し労働災害の防止や健康保持増進についての施策の検討と情報共有を図り、当社グループ全体の安全健康レベルの向上に取り組んでいます。また、安全の確保および健康な心身の維持向上が全ての業務の基盤であると位置づけ、2021年3月に「Daigasグループ健康経営宣言」を行い、健康経営への姿勢をまとめました。また、健康経営宣言に基づき、従業員の健全な生活習慣を促す「Daigasグループ行動指針“ヘルシー7”」を定め、健康診断での生活習慣問診や、健康開発センターにて組織・個人への指導・助言を行っています。

お取引先への人権に関する遵守の働きかけ

Daigasグループはサプライチェーン全体での人権尊重に向けて、「Daigasグループ調達方針」「Daigasグループ取引先の皆さまへのお願い」において、国際的な人権基準をもとにした考え方の理解を促進し、実践されるように努めています。また、2024年度末から、「人権保護の取組みに関する覚書」の締結についてお取引先へのご依頼を段階的に開始するとともにお取引先に対して人権に関する周知を行い、サプライチェーン全体での人権尊重の推進を図ってまいります。

主な依頼内容

人権	国際的な人権基準に基づき、企業活動に関係するすべての人の人権を尊重し、取引先を含め、企業活動による直接的・間接的な人権侵害(差別、各種ハラスメント、その他非人道的扱い等)を行わない
労働	国際的な労働基準および関連法令を遵守し、適切な賃金の給付、労働時間の管理、休日の付与に努め、また職場におけるあらゆる差別、強制労働、児童労働の禁止、結社の自由および団体交渉権を含む労働者(技能実習生などの外国人・移民労働者を含む)が保有する権利の尊重
環境保全	環境負荷の軽減 [例:省エネルギー推進や低炭素・脱炭素エネルギー利用を通じた温室効果ガス削減、グリーン購買の推進、持続的な資源利用(水資源や原材料等)、資源循環の推進、大気・水・土壌の汚染防止、生物多様性の保全等]
倫理	自由で公正な競争を尊重し、不正防止に努める。 知的財産権の保護、情報開示、機密保持、個人情報を含むプライバシーの保護、責任ある鉱物調達、責任あるマーケティング、および反社会的勢力との関係排除等